

2023 年度「埼玉発世界行き」奨学金 地域活躍コース 募集要項

1 趣 旨

埼玉県の産業と文化の振興に貢献する高い志を持ち、チャレンジ精神がある若者を応援することを目的に、海外体験活動※₁をする学生に奨学金を支給します。

なお、海外体験活動を目指す若者が家庭の経済的な理由により断念することのないよう、低所得世帯等の学生に係る特例があります。詳細は別紙「[低所得世帯等の学生に係る応募の特例（地域活躍）](#)」を参照してください。

2 支援対象

- ・ 1か月以上※₃の海外体験活動
- ・ 理系学生※₂の2週間以上※₃の海外体験活動

※1 海外体験活動とは、海外の教育機関での留学に限らず、海外でのインターンシップやボランティアプログラム等の多様な活動をいいます。

※2 理系学生とは、主に情報科学・工学系、機械工学系、統計数理系、医学系、生体医工学系、薬学・創薬科学系、生物系、化学系、物理系、数学系などのいずれかの領域を専攻する学生をいいます。

※3 期間は、民法の定めに基づき計算します。

3 募集人員

50名以内（書類選考）

4 奨学金の給付額

20万円（[低所得世帯等の学生に係る特例あり](#)）

5 応募資格

応募することができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 2023年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者
 - ア 埼玉県内の大学等（大学、大学院、短期大学をいう。以下同様）に在籍している者
 - イ 埼玉県外の大学等に在籍し、1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
 - ウ 埼玉県外の大学等に在籍し、保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
 - エ 大学等に在籍し、埼玉県に住所を有しない者のうち、当該大学が埼玉県内に有す

るキャンパスに2年以上通学※していた者

※ コロナウイルス感染症の影響でリモート講義となった期間があっても差し支えありません。

- (3) 2023年4月1日現在、18歳以上40歳未満の者
- (4) 2023年4月1日～2024年3月31日の間に、海外体験活動を開始する者
 - ※ 低所得世帯等の学生に係る特例あり
- (5) 出発前又は帰国後に県内の企業又は団体でのインターンシップに参加する者
- (6) 卒業又は帰国後、県内企業に就職するなど県内で活躍する意思のある者
- (7) 帰国後のフォローアップ調査への回答など奨学生の責務（募集要項（全コース共通）の8参照）を全うする意思のある者

6 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コースを除く）の給付を受けた留学を終了（学位を取得又は退学）した者、又は地域活躍コースによる奨学金を受けた者

7 応募書類（小論文）

募集要項（全コース共通）4（1）オで示した小論文は次のとおり作成すること。

＜テーマ＞ 「帰国後、留学経験を埼玉県や地域でどのように活かし、貢献できると考えるか」

＜文字数＞ 700字以上800字程度（文末に字数を記載すること）

8 出発前又は帰国後の県内企業等でのインターンシップへの参加

この奨学金は、県の産業や文化の振興に貢献する人材を育成することを目的に県からの助成金のほか県内企業及び篤志家からの寄附を原資として設置されています。奨学生は、出発前又は帰国後に県内企業等でのインターンシップに参加してください。

低所得世帯等の学生に係る応募の特例（地域活躍）について

1 特例制度の趣旨

海外留学を目指す若者が家庭の経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、海外留学を断念することのないよう、低所得世帯等の学生にかかる特例制度を設けています。

2 対象者

これまでに「埼玉発世界行き」奨学金（冠奨学金を含む）を受給したことがなく、以下（1）の表アからエの区分のいずれかに該当する者（高等学校（専修学校高等課程及び高等学校に相当する学校を含む）の卒業後3年以内の者に限る）。

通常に応募書類に加えて、区分ごとに掲げる書類（通常に応募書類と重複する場合は併せて1通でよい）を提出することにより、以下（2）の特例を受けることができます。なお、申告は任意です。

（1）対象者の区分及び提出書類

区 分	要 件	追加で提出が必要な書類
ア 生活保護世帯出身者	保護者等が生活保護を受給している世帯の出身者である場合	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書（福祉事務所長が証明したもの） 保護者等の住民票の写し
イ 市町村民税非課税者	応募者及び保護者等の市町村民税均等割の税額が0円である場合	<ul style="list-style-type: none"> 応募者及び保護者全員の令和5年度課税（所得）証明書（市町村が発行した証明書であって、令和5年度市町村民税均等割（令和4年の所得に係るもの）の税額が確認できるもの（市町村により書類の名称は異なります）） ※ なお、市町村において令和5年度の課税（所得）証明書の発行が応募受付期間内に行われない場合に限り、当該書類の提出期限を令和5年6月19日（月）まで延長します） 保護者等の住民票の写し
ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金借受者	保護者等が母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付※ ₁ を借り受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付決定通知（福祉事務所長等が発行した書類） 保護者等の住民票の写し
エ 児童養護施設等出身者	応募者が児童養護施設等※ ₂ の出身者である場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の出身であることを当該施設の施設長等が証明した書類

※₁ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するもの

※₂ 児童福祉法に規定する児童養護施設等をいう

(2) 特例の内容

ア 奨学金の給付額を増額

奨学金の給付額を20万から100万円に増額(※)します。

※ ただし、海外体験活動の期間が3か月未満の場合は、50万円とする。

イ 応募時期の前倒し

海外体験活動を開始する年度の1年前から応募できます。

2024年4月1日～2025年3月31日の間に、海外体験活動を開始する場合も対象となります。

ウ 奨学金受給資格証明書の交付

奨学生内定後、留学希望先等への出願時に、当奨学金の受給資格を有することを証明する書類を発行することができます。